

感染症について

☆下記の感染症が治り、登園のめやすの状態に回復し登園される際は、保護者の方が記入されて、裏面の「登園届」の提出をお願いします。

【必ず、保護者の方が、「どのくらい回復したら登園できるか」を、医師に確認が必要な感染症】

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過するまで
インフルエンザ	症状が有る期間 (発症前24時間～発病後3日程度まで が最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、 かつ解熱した後2日を経過してから。 (乳幼児は解熱後3日経過してから)
風しん		発疹がすべて消失してから
水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂痂形成まで	すべての発疹が痂痂化（かさぶた）してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫れが出現してから 5日を経過するまで、かつ、全身状態が良好に なってから
咽頭結膜熱 (プール熱・ アデノウイルス感染症)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が経過して2日経過してから
百日咳	抗菌剤を内服しない場合、 咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、または、5日間の 適正な抗菌剤による治療が終了してから
腸管出血性大腸感染症 (O157、O26、 O111等)		症状が治まり、抗菌薬による治療が終了し、 48時間を空けて連続2回の検便によって、 いずれも菌陰性が確認されてから
流行性角結膜炎	充血・目やに等の症状が出現した数日	感染力が非常に強いいため、 結膜炎の症状が消失してから
急性出血性結膜炎	ウイルスは呼吸器から1～2週間、 便から数週間～数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認められてから
結核		医師により感染の恐れがないと認められてから
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められてから
感染性胃腸炎 (ノロ、ロタ、 アデノウイルス等)	症状がある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが数週間は ウイルスを排泄しているため)	嘔吐・下痢等の症状がおさまり、普通の 食事が摂れるようになってから

＊新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、必ずお知らせください。
別紙（登園許可証明書）の提出が必要となります。

【医師の診察・診断を受け、全身状態が良くなってから登園が可能な感染症】

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌剤の内服治療を開始する前と 開始後1日間	抗菌剤内服後24時間経過してから
マイコプラズマ肺炎	抗菌剤の内服治療を開始する前と 開始後数日間	発熱や激しい咳が治まってから
手足口病	手足や口腔内に水疱、 潰瘍が発生した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 普段の食事が摂れるようになってから
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発疹出現前の数日間	全身状態がよくなってから
伝染性膿痂疹 (とびひ)	皮疹・痂痂(かさぶた)が湿潤している 間は、接触によって感染します	痂痂が乾燥しているか、ガーゼで覆える位に なってから
ヘルパンギーナ	急性期の数日間。 (排便の中には1か月程度ウイルスを 排泄しているので、注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 普段の食事が摂れるようになってから
RSウイルス感染症	発熱、咳などの呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなってから
ヒトメタニューモ ウイルス感染症	発熱、咳などの呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなってから
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂痂化(かさぶた)してから
突発性発疹	感染経路は不明。成人の唾液中のウイル スから感染すると言われています	解熱し、機嫌や全身状態が良くなってから

園長	副園長	看護師	担任

*□に 点チェックと、()と下線部分の記入、捺印をお願い致します。

令和3年度 感染症届出書

認定こども園

白梅幼稚園 園長 様

組 (氏名) は、 年 月 日より、

発熱 下痢 嘔吐 発疹 その他 ()

■ 上記の症状で【医療機関】() クリニック・医院・病院) を受診し、
【病名】() と診断されました。

■ 上記の感染症により、医師から幼稚園を休むよう指示のあった期間を過ぎ、
食事や水分がいつものように摂れ、排泄状態等、全身の症状が改善しましたので、
年 月 日より、登園いたします。

■ 私は、(園児名) が集団で生活する事、
ほかの園児に感染させるかもしれないリスクを、十分に理解しています。

令和 年 月 日

() 組 (園児氏名)

(保護者氏名)

印

感染症と診断されましたら、登園に際しては以下の配慮をお願いします。

- ① 園内での感染症の集団発生につながらないこと
- ② 子どもの健康(心身)状態が、幼稚園での集団生活に適應できる状態に回復している。
- ③ 「感染症届出書」を提出してから登園すること
- ④ 登園停止が必要ない疾患であっても、発熱や嘔吐、下痢などの症状で
病院を受診された場合は、幼稚園に経過をお知らせ下さい
- ⑤ 回復したと判断し登園された後、病状が再発した場合は、お迎えの連絡をさせて頂く場合があります。

☆上記の基準は「学校保健安全法施行規則」に準じています。

☆頭シラミの場合は、出席停止ではありませんが、
必ずお家で、専用のシャンプーで成虫の駆除をし、
卵を取るなどの処理をしての登園をお願いします。



★伝染性軟属腫(みずいぼ)の場合、登園は可能です。

掻き崩した場所から浸出液が出ている場合はガーゼで覆って登園してください。

★みずいぼができている園児は、プールに入る際は、
お家で防水フィルムを貼って登園をお願いします。

☆新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、必ずお知らせください。
別紙(登園許可証明書)の提出が必要となります。